

令和8年度（2026年度）主な補助支援の一覧

令和8年（2026年）5月12日現在

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
1	コミュニティ助成事業	地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的に助成金を交付します。	区、自主防災組織	「事前登録申請書」は通年募集	・一般コミュニティ助成 ・地域防災組織育成助成 ・コミュニティーセンター助成	1,300	本申請可能件数が年間数件であり、順番待ちの状況	総務課
2	高校生チャレンジ活動支援事業	市内の高校生（飯山高校、農林高校に限らず）が、飯山市の活性化のために考える活動等に対して支援金を交付します。	高校生	5月29日（金）まで	活動に対する支援 (最大10万円)	300	対象は高校生のみ	総務課
3	里山の未来づくり支援金	集落（区）、公共的団体等が地域住民とともに自ら考え、自ら行う地域の活力を生み出す事業に対して支援金を交付します。	(1) 集落（区）又は地区区長会 (2) 公共的団体等（市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体） ※支援金の交付は1団体につき1回限り	5月7日（木）まで	・重点テーマ 交付対象経費の5分の4以内（交付限度額100万円） ・重点テーマ非該当 交付対象経費の10分の7以内（交付限度額50万円）	2,500	募集期間は終了しました。	事業戦略課
4	共同集会施設改修等整備事業補助金	地域コミュニティの機能を高め、持続可能な集落活動を推進するため、集落（区）が行う共同集会施設の改修等に対し、補助金を交付します。	区	補助金交付申請の期限 第1回：5月1日（金） 第2回：7月17日（金） 第3回：10月16日（金）	世帯数（補助率） 10世帯以下（9/10） 11世帯以上～25世帯以下（4/5） 26世帯以上～50世帯以下（2/3） 51世帯以上（1/2）	13,740		事業戦略課
5	除雪支援隊補助金	集落（区）或いは有志などが、除雪困難世帯などに代わり有償で除排雪作業を請け負う組織の設立及び活動に対して補助金を交付します。	除雪支援隊の設立を行う集落（区）又は有志及び除雪支援隊	年度内	支援隊の設立に対する交付 支援隊として活動するための障害・損害保険掛金、除雪機の購入費、安全対策用具費の一部補助		設立に対する交付金：50 活動に対する補助金：522	危機管理防災課
6	自主防災組織等活動支援金	自主防災組織（区）にて防災関係用品を整備する費用に対して支援金を交付します。 自主防災組織未設置の区が組織化する際の経費に対して支援金を交付します。	自主防災組織（区） 自主防災組織未設置の区	年度内	防災訓練事業、防災関係備蓄品の購入に対する一部補助	1,050		危機管理防災課
7	消火栓放水器具等設置事業補助金	区が区内の消防用格納箱を設置及び器具の更新費用に対して補助金を交付します。	区	年度内	消防用器具箱の設置費用、器具の更新費用への一部補助	400		危機管理防災課
8	小型除雪機等購入補助金	市が実施する除雪に関する事業の協力者又は区による小型除雪機を購入費用に対して補助金を交付します。	市が実施する除雪に関する事業へ協力していただける個人又は区	年度内	市内の事業者から購入する小型除雪機を購入費用への一部補助	400		危機管理防災課
9	国民健康保険人間ドック検査費用補助金	35歳以上の国民健康保険加入者が、人間ドックを受診した際の検査費用に対して補助金を交付します。	以下1～3いずれにも該当する者 1 35歳以上の飯山市国民健康保険加入者 2 国民健康保険税の滞納がない世帯に属する者 3 市が実施する特定健診を受診していない者	年度内	日帰り：20,000円、 1泊2日：25,000円、 節目：30,000円（35.40.45.50.55.60.65.70歳の節目年齢該当者）	13,610		市民環境課
10	特殊詐欺等被害防止対策機器購入費等補助金	特殊詐欺等による消費者被害を防止するため、対策機能を有する電話機等の購入等に対して補助金を交付します。	市民	年度内	対象経費の1/2以内、上限5千円	50		市民環境課
11	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、電動式生ごみ処理機の購入経費に対して補助金を交付します。	市民、事業者	年度内	対象経費の1/2以内、上限2万円	860		市民環境課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
12	カーボンニュートラル促進事業補助金	市内の脱炭素化を推進するため、省エネ・再エネ設備の導入に対して補助金を交付します。	市内に住所を有する者、市内に転入しようとする者	年度内	・寒冷地エアコンの設置：対象経費の1/4または1/8（上限10万円） ・エコキュートの設置：対象経費の3/10（上限20万円） ・太陽光発電システムの設置：10万円/kW（対象経費の1/2以内、上限50万円） ・蓄電システムの設置：10万円/kWh（対象経費の1/2以内、上限50万円） ・電気自動車等の購入：給電機能あり45万円、給電機能なし35万円	9,980		ゼロカーボン推進課
13	住民税非課税世帯エアコン設置支援事業補助金	近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、お住まいの住宅にエアコンが設置されていない住民税非課税世帯を対象に、エアコンの設置費用に対して補助金を交付します。	生活保護受給世帯、住民税非課税世帯	9月30日(水)まで	・生活保護受給世帯：対象経費と73,000円のいずれか低い額 ・住民税非課税世帯：対象経費の2/3と48,000円のいずれか低い額	11,790		ゼロカーボン推進課
14	高齢者運転免許証自主返納等支援事業	高齢者の運転による交通事故の防止を目的とし、運転免許証を自主返納又は失効した高齢者に対する交通費用の助成を行います。	運転免許証を令和7年（2025年）4月1日以降に自主返納又は失効した65歳以上の方	年度内	【交付額】10,000円	700	対象者1人につき1回限り	保健福祉課
15	福祉乗り物利用券給付事業	自ら移動手段を持たない在宅の高齢者及び障害者の公共交通機関の利用に係る経済的負担の軽減を図るための助成を行います。	市民税非課税世帯の75歳以上の方又は障害者手帳を持っている18歳以上の方で運転免許を持っていない方	年度内	【給付額】 居住地区に応じ、1年度につき4,800円、7,200円または9,600円の乗り物利用券を給付	576	タクシー乗車券の受給者は対象外。 入院中・入所中は対象外。	保健福祉課
16	在宅福祉利用券給付事業（紙おむつ等）	要介護高齢者等のうち在宅で紙おむつ等利用に係る経済的負担の軽減を図るための助成を行います。	市民税非課税世帯の65歳以上で要介護2～5に認定され、排泄に介助および見守りが必要と認められる方	年度内	【給付額】 ・要介護4、5の方、6,200円の利用券を各月1枚給付 ・要介護2、3の方、3,600円の利用券を各月1枚給付	6024	【品目】紙おむつ（リハビリパンツを含む）、尿取りパッド（吸水パッドを含む）、使い捨て手袋（介護用として販売されているもの）、おしりふき（清拭タオル及び清拭剤） 入院中・入所中は対象外。	保健福祉課
17	在宅福祉利用券給付事業（寝具クリーニング）	高齢者の布団の衛生管理に係る経済的負担の軽減を図るための助成を行います。	65歳以上世帯で要介護3～5に認定され、寝具の衛生管理を行うことが困難な方	年度内	【給付額】 2,000円の利用券を年4回以内給付	70		保健福祉課
18	在宅福祉利用券給付事業（訪問理美容）	高齢者の理美容（散髪等）の出張料に係る経済的負担の軽減を図るための助成を行います。	65歳以上世帯で要介護3～5に認定され、理・美容院に行くことが困難な方	年度内	【給付額】 1,000円の利用券を年4回以内給付（出張料のみに使用可）	30	自宅以外の出張は対象外	保健福祉課
19	介護職員初任者研修等（資格取得）の費用の一部を助成	介護の基礎的な知識・技術の習得、資格取得や就労などにつなげるために研修費用等に対して助成します。	市内に在住の方で介護に対する資格を取得し、将来市内で福祉業務に従事する意思のある方	年度内	【助成額】 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の費用の一部を補助（限度額4万円）	800	介護事業所に従事している方は対象外	保健福祉課
20	人工透析患者通院費補助金	人工透析のために市内外の医療機関へ通院している人へ通院費に対して補助金を交付します。	市内に住所を有しており、人工透析のために市内外の医療機関へ通院している人工透析患者で、当該年度の市民税非課税者	年度内	自宅から医療機関までの距離により年額5千円、1万円、2万円を補助 市外の医療機関へ通院している場合は年額2万円	525		保健福祉課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
21	このとり支援事業補助金	生殖医療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費に対して補助金を交付します。	下記のいずれにも該当する夫婦（事実婚を含む） ① 夫婦の双方又はいずれかが、飯山市に1年以上住所を有すること ② 市税等の滞納がないこと ③ 医療保険に加入していること ④ 夫婦のいずれかが他市区町村より同様の補助金を受けていないこと	生殖医療については妻の年齢（治療開始時）が39歳以下の場合には1子につき6回。40歳以上は1子につき3回まで。 一般不妊治療については始めて補助金の交付を受けた日が属する年度から5年（補助金の交付を受けなかった年度を除く。）	生殖医療については1年度につき100万円 一般不妊治療については1年度につき20万円	4,000		保健福祉課
22	不育症治療補助金	不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費に対して補助金を交付します。	下記のいずれにも該当する夫婦（事実婚を含む） ① 夫婦の双方又はいずれかが、飯山市に1年以上住所を有すること ② 市税等の滞納がないこと。 ③ 医療保険に加入していること ④ 夫婦のいずれかが他市区町村より同様の補助金を受けていないこと	初めて補助金の交付を受けた日が属する年度から5年（補助金の交付を受けなかった年度を除く。）	1年度につき20万円	200		保健福祉課
23	新生児聴覚検査補助金	聴覚機能の早期の把握及び聴覚障害への早期の対応を図るため、検査費用に対して補助金を交付します。	聴覚検査を受ける新生児の保護者であって、市内に住所を有するもの 対象となる聴覚検査は (1) 1歳に達する日までに実施する検査であること (2) 出生後初めて実施する検査であること	聴覚検査を受けた日から3月を経過した日	5,000円（聴覚検査に要する費用の額が5,000円に満たない場合はその額）	30		保健福祉課
24	多胎妊婦健診補助金	単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなる多胎児を妊娠した妊婦の負担軽減のため、受診費用に対して補助金を交付します。	健康診査の受診時において本市に住所を有する多胎児を妊娠している者	原則として妊婦が受診した最後の健康診査日から1年以内	1回の受診につき5,700円を限度	143		保健福祉課
25	産後ケア助成金	出産後のお母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図り、利用者の経済的負担を軽減するために助成金を交付します。	(1) 飯山市内に住所を有すること (2) 医療の提供を受ける必要がないこと (3) 産婦が次のいずれかに該当する者であること ア 産褥期の身体的機能の回復について不安を持ち、保健指導を必要とする者 イ 初産婦等であって、育児不安が高く、保健指導を必要とする者 ウ その他産後の経過に応じた休養や栄養管理等日常生活面について、保健指導を必要とする者	出産の日から1年未満	事業の利用1回当たり2,500円とし、助成回数は5回まで	38		保健福祉課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
26	低所得妊婦助成金	低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦に適切な産科医療機関の受診を促すことで妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるために助成金を交付します。	初回産科受診の受診日から引き続き市内に住所を有し、かつ、当該年度分(申請を受け付けた日が4月から6月までの間にある場合については前年度分)の市民税の非課税世帯又は当該世帯と同等の所得水準に属する妊婦	初回産科受診が終了した日から起算して6月以内	初回産科受診における受診費用の額とし、1回の妊娠につき10,000円を限度	10		保健福祉課
27	妊婦に対する遠方の分娩 取り扱い施設への宿泊費 支援事業補助金	市内に出産が可能な分娩取扱施設がないために、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある、心身や経済的な負担が大きい妊婦について、出産までの間分娩取扱施設の近くで待機するために宿泊施設に宿泊する場合における当該宿泊に要する費用等に対して助成金を交付します。	飯山地区(分道区、斑尾区)柳原地区(涌井区、堰口区、大平区)富倉地区(全域) 太田地区(蕨野区、曾根区、三郷区)岡山地区(全域)	出産(死産を含む)日の翌日から起算して10週間以内	(1) 宿泊に要する費用 実費の額とし、その額が1泊につき7,800円を超えるときは7,800円 (2) タクシーの利用に要する費用 実費の額に100分の80を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	165		保健福祉課
28	がん患者へのアピアランス ケア助成金	がん患者の就労、社会参加の促進等、療養生活の質の維持向上に寄与するため、医療用補整具の購入経費に対して助成金を交付します。	1 がんと診断され、がんの治療を受けた又は現在治療中の方で、がん治療やその副作用により外見の変容が生じた方 2 助成対象補整具を購入した日に長野県内に住所を有し、かつ、申請をした日に飯山市内に住所を有する方 上記の1～2を全て満たす方	令和9(2027)年2月26日(金)まで	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、2万円を限度とする。	300		保健福祉課
29	妊婦のための支援給付	妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行うために給付します。	1. 4月1日以降に妊娠届出をし、妊婦給付認定の申請をした妊婦 2. 4月1日以降に出産し、胎児の数の届出をした方	年度内	1. 5万円 2. 子ども(胎児)の数×5万円	7,000		保健福祉課
30	未熟児養育医療給付金	身体の発育が未熟なまま出生し、医師の判断で入院治療が必要になった場合の医療費に対して給付します。	医師の判断で入院が必要になった乳児	年度内	保険診療の自己負担分	1,800		保健福祉課
31	後期高齢者人間ドック補助金	長野県後期高齢者医療保険に加入している方が人間ドックを受診した場合に、検査費用に対して補助金を交付します。	1 長野県後期高齢者医療制度に加入している方 2 人間ドックの検査結果を飯山市へ提供できる方 3 飯山市が行う健康診査(保健センター、各活性化センターなどで行う健康診査)を受けていない方 上記の1～3を全て満たす方	年度内	日帰りドック 20,000円 1泊2日ドック 25,000円	6,600		保健福祉課
32	出産特別給付金	出産した児童を養育する者の経済的負担を軽減するとともに、市の次代を担う子どもの健全な育成に資するために給付します。	令和4年4月1日以後に生まれた児童	年度内	新生児1名×100,000円	7,000		保健福祉課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
33	子どもインフルエンザ予防接種助成	小児におけるインフルエンザの発病及びまん延を予防するため、接種費用を助成します。	接種日現在の年齢が1才以上で、15歳（中学3年生）までの者	年度内	インフルエンザHAワクチン 13歳未満の方 補助限度額2,000円 補助回数2回 13歳以上の方 補助限度額2,000円 補助回数1回 経鼻弱毒性インフルエンザワクチン 補助限度額4,000円 補助回数1回	94		保健福祉課
34	骨髄バンクドナー助成金	骨髄バンクドナー登録した人が、社会的・経済的事由等により骨髄の提供を断念することなく、骨髄を提供できるようにするため助成します。	1 骨髄バンクにドナー登録をし、骨髄を提供した者 2 骨髄を提供した者が勤務する事業所	年度内	1. 2万円×通院等に要した日数（上限10日） 2. 1万円×通院等に要した日数（上限10日）	300		保健福祉課
35	通信高校入学支援補助金	高校卒業資格の取得を目指して、サポート校等を利用している低所得世帯の生徒を支援するために補助金を交付します。	生活困窮世帯で、中学校での不登校や、保健室内授業等の理由により定時制高校へ進学が出来ない生徒	年度内	対象生徒の入学や進級に係る費用から県補助を差引いた額	20		保健福祉課
36	徘徊高齢者等介護者支援事業補助金	徘徊のおそれがある高齢者等の安全の確保及び介護する者の負担軽減のため補助金を交付します。	徘徊のおそれがある高齢者等を介護する個人	年度内	①位置情報検索機器導入補助金 補助率10分の10、補助限度額5,000円 ②位置情報検索機器利用補助金 補助率10分の10 補助限度額 月額500円	325		地域包括支援センター
37	優良堆肥助成補助金	農薬・科学肥料の削減、土壌・環境改善を行い、安定的な農産物生産体制を構築することで各農家の経営安定を図るため、化学的成分の少ない市内で生産された優良堆肥を購入する農家に対して補助金を交付します。	化学的成分の少ない市内で生産された優良堆肥を購入する農業者	年度内	購入した堆肥1tあたり1,000円以内	1,100	対象年度内に購入（支払い）した分に限り申請可 （販売先がとりまとめて申請）	農業政策課
38	農業振興支援事業補助金	基幹作物の活性化及び作付面積維持・拡大を図るとともに、作物の栽培試験を推進し、これからの本市の新たな基幹品目・品種の育成を図る経費に対して補助金を交付します。	基幹作物の拡大に取り組む農業者	年度内	作付面積の拡大分の種苗、資材購入費用 1/4～1/3以内	1,800		農業政策課
39	農業省力化事業補助金	菌茸産業の一層の振興を図るため、生産の効率化及びコストの低減化に必要な菌茸機械電気設備・新冷媒空調設備更新に要する経費に対して補助金を交付します。	菌床きのこ生産者	年度内	菌床きのこのLED化及び新冷媒空調設備更新に関する費用の1/4以内を補助（上限25万円）	580		農業政策課
40	環境負荷低減農業推進補助金	環境負荷を低減する農業を推進するため、飯山市内の農家が環境負荷の低減に資する農業資機材（生分解性マルチ）の購入に要する経費に対して補助金を交付します。	生分解マルチを購入し、圃場で使用した農業者（個人又は法人）	年度内	生分解マルチ（200m以上巻）の購入1本につき2,000円 ※1人（1法人）年間200本限度	1,600	対象年度内に購入（支払い）した分に限り申請可	農業政策課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
41	経営体育成支援事業補助金	地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する、国の「地域農業構造転換支援事業」及び国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入等を支援する、国の「担い手確保・経営強化支援事業」の間接補助事業として補助金を交付します。	農業者	随時 (概ね11月～12月及び2月～3月)	経営発展に必要な農業用機械及び施設の導入費用を3/10～1/2以内で補助	3,000	事業申請には書類作成に時間を要するため、募集期間に限らず事前にご相談ください。	農業政策課
42	産地パワーアップ事業補助金	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する、国の「産地生産基盤パワーアップ事業」の間接補助事業として補助金を交付します。	農業者	年度内	収益力強化に取り組む農業者等が行う高性能な機械及び施設の整備費用を1/2以内で補助 (産地として計画的に取り組む前提の事業となるため農業者個人での申請は不可)	3,000	事業申請には書類作成に時間を要するため、募集期間に限らず事前にご相談ください。	農業政策課
43	農業機械等導入支援事業補助金	農業経営の継続及び安定化のため、農作業の省力化及び生産性の向上に必要な農業用機械又は農業用施設の導入若しくは更新に要する経費に対して補助金を交付します。	農業収入（農産物の販売収入及び農作業受託収入）が50万円以上の個人、法人又は団体	5月11日(月)から5月29日(金)	対象経費：取得価格（消費税を除く。）が20万円以上農業用機械又は農業用施設 ①認定農業者（個人・農業収入2,000万円以上） 3分の1以内 100万円 ②認定農業者（個人・農業収入2,000万円未満） 3分の1以内 50万円 ③認定農業者でない個人 2分の1以内 20万円 ④認定農業者である法人 3分の1以内 100万円 ④認定農業者でない法人・団体 3分の1以内 50万円	20,000	令和9年3月末までに納品および支払いが完了するもの	農業政策課
44	新技術・新品目等導入支援事業補助金	地域農業の振興及び活性化を図るため、市内の農業者が実施する新技術・新品目の導入、農産物加工品の新たな開発等の取組に要する経費に対して補助金を交付します。	認定農業者、認定農業者で構成される団体	5月11日(月)から5月29日(金)	・新技術新品目導入、加工品開発等 1/2以内 50万円 ・技術指導受入れ、先進地視察研修 1/2以内 10万円	5,000	補助対象事業は審査会を開催し決定します。	農業政策課
45	きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金	生産資材価格高騰の影響を受けるきのこ農家の負担を軽減し、経営の持続化を図るために支援します。	飯山市内において菌床きのこの生産を行う農業者	4月～5月末	令和7年4月～令和8年3月までに出荷した菌床きのこ(kg)×6円/kg以内	39,300		農業政策課
46	米食味コンクール出品補助金	飯山米の食味の良さを全国にPRすることにより米の高値販売先の確保につなげ、良質米の生産振興を図るため、小学校が米食味分析コンクール（市及び国際大会）に出品した際の出品料に対して補助金を交付します。	米食味コンクールに出品する小学校	例年10月上旬	小学生がコンクール（市及び国際大会）に出品した際の出品料（4,000円/1検体）を補助	16		農業政策課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
47	遊休荒廃農地対策事業補助金	農業従事者の高齢化、後継者不足及び施設型農業の増加等により農地の荒廃が深刻化する中で、荒廃化した農地の解消を図り、再活用をする者に対して補助金を交付する。	農業者 認定農業者 認定新規就農者	年度内	・農業者：1アールあたり12,000円、上限20アール ・認定農業者・認定新規就農者：1アールあたり18,000円、上限20アール	2,040	対象農地、経費に要件あり	農業政策課
48	協働のもりづくり交付金	集落（区）等で管理する里山や森林の下草刈り等の活動を支援します。	区または公共的団体	年度内	交付対象森林1haあたり20万円以内。既に交付を受けた対象森林は、1haあたり10万円以内。（限度額80万円/年）	2,200		森林農地整備課
49	さとやま整備支援事業交付金	団体が里山（森林）づくり活動として行う作業又は、里山づくりの普及促進を図るための取組を支援します。	団体	年度内	里山の保護、保全等に係る活動への支援。交付対象経費の3/4以内。（限度額30万円/年）	300		森林農地整備課
50	ツキノワグマ誘因防止対策支援補助金	クマを集落等へおびき寄せる恐れのある柿・栗などの樹木伐採等費用に対して補助金を交付します。	個人又は集落等	年度内	市内の集落周辺(住宅から山間部に向かって概ね100m以内)の柿・栗などの樹木伐採費(3万円/本、5本限度)、トタン巻き資材購入(3万円)。交付対象経費の1/2以内。	1,800	伐採業者の見積書が必要（伐採費用のみ）	森林農地整備課
51	有害鳥獣防除対策事業交付金	有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害を防止する対策について支援します。	地区区長会、集落等及び土地所有者又は耕作者で農業を営む者等	年度内	100㎡以上の農地に設置する防護策等及び忌避装置、捕獲檻などの購入や設置するための周辺整備に係る費用(集落等9/10以内、農林事業者等1/2以内)（忌避装置は限度額18万円）	1,200	同一年度内で同一既定の申請は不可。3年間は申請箇所を設置及び適正な維持管理をすること。見積書が必要。事前購入は対象外。捕獲檻設置及び捕獲は有資格者に限る。	森林農地整備課
52	小規模施設改修等補助金	中山間地域により認定された農用地の小規模農業基盤整備等に対する補助金を交付します。	中山間地域認定の農用地の農業者	年度内	受益面積1ha未満のは場整備10分の5以内（ただし一戸当たり35万円限度）。畦畔のり尻暗渠等整備10分の5（ただし一戸当たり限度額15万円）	1,350		森林農地整備課
53	ペレットストーブ購入補助金	県産材の主産地形成及び木質バイオマスの利用促進を図るためペレットストーブ・本体購入費に対して補助金を交付します。	市内に居住又は居住しようとする個人。市内に事業所を有する個人又は事業者	年度内	ペレットストーブ又はペレットボイラー本体購入費の2分1以内。限度額10万。	500	ストーブ等の購入は県内の事業所又は代理店を有する者からの購入とすること。長野県産ペレットを使用すること。販売者との間で、燃料等供給に関する協定を締結すること。	森林農地整備課
54	起業支援事業補助金	地域経済の発展に寄与する雇用創出及び地域振興が見込まれる事業を実施するために要する経費に対して補助金を交付します。	新たに市内で起業する法人または個人	年度内	建物改修費や設備導入費等が対象、限度額100万円（新幹線駅周辺で飲食業小売業等の場合は限度額200万円） 市内の法人、個人：1/2以内 市外の法人、個人：1/3以内	4,000		商工観光課
55	中小企業等デジタル技術活用促進事業補助金	デジタル技術を活用し生産性の向上及び経営力の強化を図ろうとする中小事業者等の導入経費等について補助金を交付します。	市内に事業所等を置き開業している中小企業等	年度内	ソフトウェア導入費、クラウドサービス等使用料等が対象 補助率1/2、上限額10万円 ただし、ハードウェアにかかる費用が占める割合は1/2以内（上限額5万円）	300		商工観光課
56	店舗改修事業補助金	市内における店舗の魅力アップによる集客力向上を図るための経費に対して補助金を交付します。	市内で小売業又は飲食店を営業し、店舗の床面積が1,000平方メートル以下	年度内	店舗改修：補助率1/2、上限額50万円 おもむつ交換用ペーパーシート設置：補助率10/10、上限額30万円	500		商工観光課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
57	産業新技術・新製品開発事業補助金	新技術又は新製品の開発を行う中小企業者等に対して補助金を交付します。	市内に事業所、工場又は研究機関を有する法人又は個人	年度内	原材料又は副材料の購入、機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕、外注設計又は外注加工、技術指導の受入れ等が対象 補助率1/2以内、上限額100万円	4,000		商工観光課
58	新商品開発支援事業補助金	地域資源を生かした新商品の開発、販売等を行う市内事業者に対して補助金を交付します。	市内に事業所を置く飲食店若しくは小売業を営んでいる中小企業又は市内に住所を有する個人事業主	年度内	新商品の開発のために新たに投資する費用（設備又は備品の購入費、試作品の製作に係る原材料費、包装のデザイン料及び試作品の製作費） 補助率1/2以内、上限額10万円	300		商工観光課
59	ニューツーリズム普及促進事業補助金	エコツーリズムなどのニューツーリズムに対する受入れ機能強化費用について補助金を交付します。	市内に活動拠点を持つ法人・団体・個人事業主（団体は市内に事務所等があるまたは市内勤務者2名以上）	年度内	観光メニューの造成、情報提供活動、情報発信、体験イベントの実施等が対象 補助率1/2以内、上限額25万円	250		商工観光課
60	宿泊施設環境整備事業補助金	市内の宿泊施設への国内外からの誘客を図るための支援として、環境整備費に対して補助金を交付します。	市内に所在する宿泊施設を営業し、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人	年度内	市内事業者が発注して実施する宿泊施設の環境整備経費が対象、補助率1/2、補助限度額は合計で200万円（カッコ内は各整備内容に応じた補助限度額） (1)客室に浴室、シャワー室又は洋式トイレを設置(100万円) (2)客室の和洋室又は洋室化(100万円) (3)トイレの洋式化(100万円) (4)洋式トイレの温水洗浄便座の整備(20万円) (5)無線LAN環境整備(20万円) (6)宿泊施設の看板及び案内表示の多言語化(30万円) (7)テレビの国際放送設備整備(40万円) (8)キャッシュレス専用端末整備(10万円) (9)多言語翻訳専用端末機整備(20万円) (10)昇降機、手すり及びスロープ整備(50万円) (11)ホームページの多言語化(20万円) など	4,000		商工観光課
61	飯山市街灯修繕等補助金	区等が自発的に設置し維持管理を行っている道路に附属する街灯が、市内の交通安全、防犯及び環境負荷の低減に寄与していることに鑑み、当該街灯の修繕等に要した経費に対して補助金を交付します。	街灯を所有し管理する区等	年度内	・破損又は故障したLED街灯（LED灯の部分を除く。）を修繕するための工事費及び材料費 ・既設の街灯のLED灯を新たなLED灯に交換するための工事費及び材料費 ・既設の街灯のLED灯以外の光源を新たにLED灯に交換するための工事費及び材料費 【補助率】 街灯1灯当たり補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内	400		道路河川課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
62	排雪作業補助金	雪降ろしにより市道等の機能が損なわれる事を防ぐため、区長の申請により、市長が適当と認めた団体が行う排雪作業に要する経費に対して補助金を交付します。	飯山市排雪作業補助金	年度内	排雪作業に要した機械経費（請負の場合は運転手の経費を含む。） 【補助率】 ・都市計画区域外で市長が指定した路線：10分の3以内 ・都市計画区域内で市長が指定した路線：10分の4以内 ・本町アーケード、愛宕町雁木の雪降ろしにより行うもの：10分の5以内	500		道路河川課
63	花修景事業補助金	景観形成推進 地域の沿道や公共用地などで緑化活動を行なう団体に対して補助金を交付します。	集落花活動団体	5月11日（月）まで	花修景に必要な資材等に係る経費の一部を補助	200	募集期間は終了しました。	まちづくり課
64	まち並修景整備補助金	景観形成推進 市内の景観形成に意欲的な地域（住民協定認定地域）および団体（風景づくり市民団体）等への修景に関する支援として補助金を交付します。	景観形成住民協定区域内の市民等	年度内	外壁等の修景に係る経費の一部を補助	600		まちづくり課
65	ブロック塀撤去等安全対策事業補助金	景観形成推進（歩行空間安全防災） 通行者などに危険をおよぼすおそれのあるブロック塀の撤去支援として補助金を交付します。	通学路等主要な通り沿いの市民	年度内	ブロック塀の撤去に係る経費の一部を補助	200		まちづくり課
66	三世代等同居住宅建設支援事業補助金	親との同居・近居を始める人への、住まいのサポートとして補助金を交付します。	主な条件 新築・増築・購入 住宅の条件：経費が500万円以上の住宅を新築、または購入したこと 家族の条件：市内で親（または祖父母など）と同居、もしくは近居（近くに住む）していること 改修（同居のみ可） 市内業者に発注すること 50万円以上の工事であること	年度内	新築・増築・購入 最大80万円 改修 工事費用の25%、最大30万円	8,700		移住定住推進課
67	新卒者JR通勤補助金	市内に住む新卒者の新幹線・JRの定期代に対して補助金を交付します。	北陸新幹線又はJR飯山線を利用して通勤している方で、次の全てに該当する方 ・市内に住所を有する方であること ・当該年3月の卒業生 ・市内に継続して5年以上居住することを誓約できる方	年度内	限度額5,000円/月（最長2年間）	120		移住定住推進課
68	新幹線通勤補助金	北陸新幹線飯山駅から北陸新幹線で通勤する市民の方を対象に、定期代を補助します。	以下の3つの条件すべてを満たす必要があります ・市内に住民票があること ・40歳未満であること ・飯山市に継続して5年以上住み続けることを約束できる方	年度内	月額（定期券代金－会社から支給される通勤手当）×1/2 限度額15,000円（最長2年間）	280		移住定住推進課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
69	奨学生就職応援金	市内に居住し、働きながら奨学金を返している方の返還を支援します。	以下の条件をすべて満たす方が対象です ・平成28年3月以降に卒業した方 ・正社員（正規雇用）として働いていること ・飯山市に住んでおり、今後も5年以上住み続ける意思があること ・市税の滞納がなく、奨学金の返済を滞納していないこと	10月1日（木）～令和9年(2027年)3月31日（水）	1年間に返還した奨学金に対して1/2を補助（1年度につき1回、限度額10万円、最大5回）	2,000		移住定住推進課
70	移住支援住宅建設促進事業補助金	市外から転入し、住宅を建設若しくは購入または改修した方に補助金を交付します。	・転入前1年間、飯山市に住んでいなかったこと ・住宅に5年を超えて住む意思があること ・移住先の自治会活動に協力すること ・飯山市の他の補助金や助成金（住宅関連など）を使っていないこと など	年度内	住宅建築：最高150万円 中古住宅購入：最高80万円 住宅改修：最高20万円	13,400		移住定住推進課
71	空き家活用等事業補助金 (空き家改修補助)	空き家を貸し借りしやすくするための、改修の費用をサポートするため補助金を交付します。	・入居者 20歳以上であること。 飯山市に住んでいて（または住む予定で）、3年以上住み続ける意思があること ・所有者 物件を3年以上継続して空き家バンクに登録し、賃貸として提供できること	年度内	補助対象経費の50%に相当する額（1000円未満切捨て）以内とし、40万円を限度とします。	400	補助金の交付を受けた方が、交付要件を満たさなくなった場合、交付を受けた補助金の返還及び補助金の額と期間に応じた加算金の納付が必要となります。	移住定住推進課
72	空き家活用等事業補助金 (家財の運搬処分補助)	空き家の流通と定住を促進するため、空き家バンクに登録された物件の不要物の撤去にかかる費用や物件の屋内外の清掃などにかかる経費に対して補助金を交付します。	飯山市空き家バンクに登録された空き家及びその土地の所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する方	年度内	補助対象経費の50%に相当する額（1000円未満切捨て）以内とし、10万円を限度とします。	600	補助金の交付を受けた方が、交付要件を満たさなくなった場合、交付を受けた補助金の返還及び補助金の額と期間に応じた加算金の納付が必要となります。	移住定住推進課
73	移住就業等支援補助金	東京圏などの都市圏から飯山市に転入し、特定の条件を満たす方に補助金を交付します。	東京圏等からUIターンで飯山市に移住された方で、特定の就業または創業をされる方（別途対象条件あり）	年度内	・単身世帯60万円 ・2人以上の世帯100万円（18歳未満の世帯員が移住された場合、1人につき100万円を加算）	5,200		移住定住推進課
74	結婚新生活支援事業補助金	婚姻した世帯の住宅の取得やリフォーム、住居費及び引っ越し費用に対して補助金を交付します。	・令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻届を出した世帯 ・夫婦ともに、結婚した日の時点で39歳以下であること ・夫婦の合計所得が500万円未満であること ・規定の講座の受講又は医師への相談を実施していること ・飯山市内の住居に、夫婦そろって住民票を移していること など	年度内	要した経費の全額（限度額30万円） ※夫婦双方の婚姻日における年齢が29歳以下の場合は限度額60万円	1,500		移住定住推進課

No	補助金名・交付金名称	目的	対象者	募集期間	交付内容	当初予算額 (単位：千円)	その他特記事項	お問い合わせ先
75	住宅耐震事業補助金	地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりの推進を図るため、木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対して補助金を交付します。	耐震診断の結果が総合評点1.0未満の既存木造住宅所有者で、耐震改修工事等を行う者(補強工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回ること)	10月30日(金)まで	(1) 補強工事 補助対象事業費の5分の4以内の額 (2) 除却工事 補助対象事業費の2分の1以内の額	12,118		移住定住推進課
76	住宅克雪化事業補助金	雪下ろしに伴う身体的負担及び経済的負担の軽減並びに雪下ろし作業中の転落事故を未然に防止するため、克雪屋根に改修する者に対して補助金を交付します。	住宅に融雪式屋根を設置する者、若しくは落雪式屋根を設置する者、又は既存の住宅及び物置等の屋根を雪下ろし式克雪屋根に改修する者	9月30日(水)まで (融雪、落雪) 11月30日(月)まで (命綱固定金具)	(1) 融雪式屋根 融雪式屋根の設置に係る経費の4分の1 (2) 落雪式屋根 落雪式屋根の設置に係る経費の4分の1 (3) 雪下ろし式克雪屋根 雪下ろし式克雪屋根に改修する経費の3分の2	6,920		移住定住推進課
77	遠距離通園付添交通費補助金	保護者の経済的負担軽減を図るため、交通費に対して補助金を交付します。	個人(対象保護者)	年度内	統合により遠距離となった公立保育園に通う園児の保護者に対し、交通費の補助を行う。	1,684		子ども育成課
78	多子世帯保育料軽減補助金	保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料に対して補助金を交付します。	個人(対象保護者)	年度内	認可外保育所に通う多子世帯に対し、保育料の補助を行う。(子の人数により全額または半額)	1,152		子ども育成課
79	子どものための施設等利用給付	保護者の経済的負担軽減を図るため、利用料に対して給付を行います。	個人(対象保護者)	年度内	幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育利用料の一部等を給付する。	708		子ども育成課
80	遠距離通学補助金(小学校)	保護者の経済的負担軽減を図るため、定期代に対して補助金を交付します。	市内小学校に通学する補助対象地域に住む児童の保護者	定期券発行時期にあわせて受付。	へき地教育振興法第3条第5号の規定に基づき、小学校校区内の児童へ遠距離に伴う通学に必要な定期券の補助を行う。	1,457		子ども育成課
81	遠距離通学補助金(中学校)	保護者の経済的負担軽減を図るため、定期代に対して補助金を交付します。	市内中学校に通学する補助対象地域に住む生徒の保護者	定期券発行時期にあわせて受付。	へき地教育振興法第3条第5号の規定に基づき、中学校校区内の生徒へ遠距離に伴う通学に必要な定期券の補助を行う。	1,873		子ども育成課
82	文化財保護事業補助金	文化財保護を図るため、自然災害等により破損した文化財の修復費用に対して補助金を交付します。	文化財所有者及び管理者	年度内	事業に要する経費の2分の1以内	200		市民学習支援課